

笠岡市資源化物収集運搬業務に係るプロポーザル実施要領

この要領は、笠岡市資源化物収集運搬業務に係るプロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

業務名	笠岡市資源化物収集運搬業務 Aコース	笠岡市資源化物収集運搬業務 Bコース
履行場所	笠岡市内全域（島しょ部を除く）	
履行期間	契約日から令和8年3月31日まで そのうち、契約日から令和3年3月31日までを準備・研修期間とし、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを施行期間とする。	
業務内容	別紙「笠岡市資源化物収集運搬業務仕様書」のとおり	
収集箇所数	151箇所	144箇所
支払条件	契約金額を施行期間の60月で除した金額を月毎に、令和3年4月分から支払う。ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を令和3年4月分に係る支払額に合算する。	

2 実施形式

指名型

3 スケジュール

- | | | |
|------------------|--------------|----------|
| (1) 業者の指名 | 令和2年8月24日（月） | |
| (2) 説明会の開催 | 令和2年8月28日（金） | |
| (3) 質問締切日 | 令和2年9月4日（金） | 17時15分まで |
| (4) 質問回答期限 | 令和2年9月9日（水） | |
| (5) 参加承諾書の提出締切日 | 令和2年9月11日（金） | 17時15分まで |
| (6) 企画提案書等の提出締切日 | 令和2年9月18日（金） | 17時15分まで |
| (7) ヒアリング | 令和2年9月30日（水） | |
| (8) 審査結果通知日 | 令和2年10月5日（月） | |

4 参加資格

参加できる者は、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 令和2年度笠岡市競争入札（見積）参加資格名簿へ登録があること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 国税及び地方税に滞納のないこと
- (4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- (5) 参加資格申請書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと
- (6) 参加承諾書の提出締切日から審査結果通知日の間に笠岡市から指名停止措置を受けていないこと
- (7) 笠岡市一般廃棄物収集運搬業の許可を有し、笠岡市内においてパッカー車を使用した収集運搬の実績が2年以上あること
- (8) 笠岡市内に営業所、駐車場、ストックヤードを有していること、または内定後1ヶ月以内に確実に有することのできることを
- (9) 説明会に参加していること

5 説明会

- (1) 開催日時 令和2年8月28日（金） 10時から
- (2) 場所 笠岡市環境課2階会議室（岡山県笠岡市笠岡2369番地の14）

6 質問回答

- (1) 質問方法 笠岡市資源化物収集運搬業務に係るプロポーザル実施に関する質問書（様式1）を質問書送付先へメールまたはFAXで通知
- (2) 質問書送付先 メールアドレス kankyuu@city.kasaoka.okayama.jp
FAX番号 0865-62-3904
- (3) 質問締切 令和2年9月4日（金） 17時15分
- (4) 質問回答期限 令和2年9月9日（水）
- (5) 質問回答方法 説明会に参加した者へFAX

7 参加手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和2年9月11日（金） 17時15分まで（時間厳守・郵送の場合必着）
- (2) 提出方法 持参または郵送
持参の場合は、土日休日を除く、8時30分から17時15分まで

- (3) 提出書類 参加承諾書（様式2）
(4) 提出場所 〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡2369番地の14
笠岡市市民生活部環境課 担当：小寺，武田

8 企画提案書

- (1) 受付期間 令和2年9月18日（金） 17時15分まで（時間厳守・郵送の場合必着）
(2) 提出方法 持参または郵送
持参の場合は，土日祭日を除く，8時30分から17時15分まで
(3) 提出書類 ア 企画提案書（正本1部，副本6部）
(ア) 企画提案書提出届及び誓約書（様式4）
(イ) 決算を終えている直近2年間分の決算書の写し
(ウ) 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書（過去3箇月以内に発行されたもの）
(エ) 納税証明書（国税及び地方税に滞納のないことの証明）
(オ) 会社概要書（様式5）
(カ) 役員等調書及び照会承諾書（様式6）
(キ) 従業員名簿（様式7）
(ク) 所有車両一覧（様式8）
(ケ) 企画提案書（様式9）
(コ) 事業所，駐車場，ストックヤードの登記事項証明書または権利状況の確認できるもの
(サ) 環境マネジメントシステムの登録・認定証の写し（該当する場合のみ）
(シ) 官公庁業務の実績が確認できる書類（該当する場合のみ）
（アからシまでをA4サイズで作成し，ファイルに綴じてインデックスを付すなどすること。）
イ 委託料提案書（正本1部）
委託料提案書（様式10）及び年度別委託料内訳書（様式10別紙）を住所，会社名の記載のある封筒に入れ，封印して糊付け，割印すること。
(4) 提出場所 〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡2369番地の14
笠岡市市民生活部環境課 担当：小寺，武田
(5) 注意事項 原則企画提案書は1者1案とする。
企画提案書を受け付けた後の追加や修正は認めない。

9 ヒアリング

- (1) 日時 令和2年9月30日（水）
時間等の詳細については，令和2年9月25日（金）までに書面で通知する。
(2) 場所 サンライフ笠岡（笠岡市十一番町16番地の2）
(3) 出席者 3名以内
(4) 説明時間 1提案につき30分（企画提案書等の説明10分，質疑応答15分，提案者の

入退室及び説明の準備に要する時間5分)とする。ただし、参加者が多い場合は時間を短縮する場合がある。

10 評価基準

別紙、評価基準書のとおり

11 選定方法

- (1) 評価基準書に基づき、企画提案書、ヒアリング等の審査により行う。
- (2) 優先交渉権者の選定に当たっては一抜け方式を採用し、一者が2コースを受託することはできないものとする。優先順位は、Aコース、Bコースの順番とする。優先交渉権者の選定はAコースから行う。
- (3) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次点の者と交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、見積金額が低い者を優先交渉権者とする。
- (5) 評価点が評価基準書で定める最低基準点を下回る場合、交渉権者として選定しない。
- (6) 参加者が1者であっても、評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (7) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - ア 参加承諾がされていない、または参加資格の審査により参加不可となった者
 - イ 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
 - ウ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - エ ヒアリングに参加しなかった者
 - オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - カ 委託料提案書の金額が提案上限額をこえている者

12 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者が決定後、ヒアリングに参加した全者に次の事項を書面で通知する。あわせて、笠岡市ホームページに掲載する。ただし失格となった場合は、別途通知する。

- (1) 通知する者の得点
- (2) 優先交渉権者の事業者名、得点及び主な企画提案内容
- (3) その他の参加者の名称のない得点一覧

13 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、本件プロポーザルに係る審査及び選定後の事業運営以外には使用しない。
- (3) 情報公開請求があった場合には、笠岡市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する場合がある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認める情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文章により申し出ること。

なお、本件プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。

(4) 提出期限以降における訂正、差換えは、市から指示があった場合を除き一切認めない。

14 契約条件

- (1) 契約は、笠岡市議会での予算の議決（令和2年9月下旬に審議予定）後に締結する。
- (2) 優先交渉権者と委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。ただし、笠岡市内に営業所、駐車場、ストックヤードが選定後1箇月以内に確保できなかった場合、または本業務実施について協議が整わなかった場合は優先交渉権を取り消し、審査結果が次点であった者と協議を行い、当該協議が整った場合に限り、その者と契約を締結する。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、笠岡市が認めた場合（一部の業務を第三者に再委託する）はその限りではない。
- (4) 個人情報を取扱う場合には、笠岡市個人情報保護条例、笠岡市個人情報保護条例施行規則、笠岡市情報セキュリティポリシーに基づきこれを適切に取り扱うものとする。また、委託業務の履行に関し、受託者の責に帰する故意又は重大な過失により笠岡市又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、受託者がその損害額を負担するものとする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力によるときは、その負担について笠岡市と受託者で協議のうえ定めるものとする。
- (5) その他契約に関する条項は笠岡市契約規則による。

15 その他

- (1) 仕様書に記載のない事柄についても積極的に提案をし、当該事業がより良いものになるようにすること。
- (2) 本件プロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由により本件プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を笠岡市に請求することはできない。
- (3) 参加承諾書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。
- (4) 本件プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、笠岡市情報公開条例に基づき開示請求があった時は公開することがある。
- (5) 当該業務の受注者から提出された資料（企画提案書を含む）は、笠岡市情報公開条例に基づき開示請求があった時は公開することがある。
- (6) 企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成したものに帰属するが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより笠岡市が無償で使用できるものとする。
- (7) 契約期間中、市は、適宜、受託者の企画提案内容及びその実施に係る検証結果を公表する。

16 問合せ先

笠岡市市民生活部環境課 担当：小寺，武田

〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡2369番地の14

電話 0865-62-3805

FAX 0865-62-3904

E-mail kankyou@city.kasaoka.okayama.jp